

議題「令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業)に関する事業評価の実施について」に係る説明書

1. 実施概要 **資料1**

- 地域公共交通計画の策定にあたっては、公共交通の課題やニーズを把握し整理するための各種調査の実施が求められるところ。
- 江差町地域公共交通計画の策定に向けて、令和3年度よりアンケート調査や町民意見交換会など現状・課題の把握に向けた各種調査を実施しており、2年目となる今年度については、更なる調査の実施及び江差町地域公共交通計画(案)の立案などが必要となっていたところ。
- 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会である本協議会を実施主体に、計画策定のための調査に要する費用に対して活用可能な地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業)の採択を受け、江差町地域公共交通計画の策定に向けた各種調査に取り組んできたことから、本補助金に係る事業評価を行うもの。

2. 事業評価(案)の内容 **資料2・資料3**

- 事務局にて別紙のとおり事業評価(案)を作成したので、この内容について協議したく、別紙「回答書」にて承認の可否をご回答いただきたい。

資料2

事業実施の適切性として「計画通りに事業は適切に実施される予定」と評価した上で、計画策定に向けた方針を整理。

資料3

地域現況についてまとめた上で、今年度実施した調査結果概要、地域公共交通の課題、基本目標及びその目標に対する評価指標(案)等を整理。

3. 評価指標とは

- 地域公共交通計画では、公共交通の課題・ニーズを踏まえた、基本目標の設定が求められるところであり、江差町地域公共交通計画における基本目標については、先般開催した令和4年度第3回江差町地域公共交通活性化協議会において、以下の4点をお示し協議したところ。

基本目標①：先進技術も活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入確保

基本目標②：地域内交通と広域交通の接続拠点の創出

基本目標③：公共交通の見える・魅せる化に向けた利用促進策の実施

基本目標④：町民等の広域的な移動機会の確保に寄与する連携策の実施

- 計画期間内において、地域関係者が共通認識をもって基本目標の達成に向けた取り組みを推進することができるよう、地域が自らの目指す方向性を計画内で可能な限り具体的に明示していくことが大切。
- 基本目標の達成に向けて実施する取り組みが合理的かどうか、定性的ではなく定量的にチェックしていくことが、計画内容の評価にあたって重要な観点であることから、住民や公共交通利用者目線からも分かりやすい数値指標等を用いた評価指標を計画内で整理していく。
- 目標値となる評価指標は、計画策定段階で一度定めたら変更できないということではなく、社会情勢の変化など当初の想定から実態が乖離するケースも考えられることから、必要に応じて計画期間途中においても柔軟に見直しを図っていく。

※ **資料3**で記載する評価指標（案）については、今後協議していく、取り組むべき計画登載予定事業に応じた各評価指標を、事務局による現時点での素案という形でお示したものであり、今回の事業評価の実施により、素案としてお示した評価指標がそのまま決定されるものではなく、今後の本協議会による協議の中で、適宜、素案内容を見直していくことで想定。